

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」（第3回）議事要旨

1 日時 平成20年3月19日（木）10:00～12:05

2 会場 総務省共用1001会議室

3 出席者（敬称略）

（構成員）座長 成田頼明（横浜国立大学名誉教授、関東管区局行政苦情救済推進会議座長）

今川 晃（同志社大学政策学部教授）

伊与久美子（元市川市役所総務部長、千葉縣市川市担当行政相談委員）

斎藤 誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

山岡永知（日本大学名誉教授、東京都杉並区担当行政相談委員）

（総務省行政評価局）関行政評価局長、新井大臣官房審議官、讃岐行政相談課長、榎本行政相談業務室長ほか

4 議題

(1) 行政相談委員の活動状況について

(2) 意見交換

5 会議経過

(1) 資料説明

(2) 意見交換等

主な意見等は次のとおり。

- ・ 実際の処理事例を交えたCATV等での広報や、他の分野との情報共有等を進めていく際には、個人情報保護の問題も考えておくことが必要。
- ・ 行政相談は市町村役所等で待っているだけでは効果が上がらず、市民祭等のイベントへ出ていくことや、PTA等を含む各種会合を活用していくことが有効。
- ・ 昭和30年代に建築された団地には高齢者が多く居住しているが、民生委員が彼らの相談役を務め、様々な関係者と官民協働の仕組みを作って、安心・安全な生活を維持しているケースが多くみられる。

行政相談委員には、そういう人との兼任を含め、何でも相談を受け付けることができる「よろず相談」の機能を果たし、役所の枠にとらわれない活動をしていくことが求められているのではないかと。

- ・ 各行政機関の相談窓口が充実してきている一方、そこまで足を運ばないような方々の相談を受けとめることが地域での課題となっている。例えば、自治体においては、地域でサロンのような居場所づくりをすることで、「歩いていける距離の相談」の場を提供する取組がある。そこでの相談の役割は、「解決」というより、問題点を整理して「つなぐ」もの。

行政相談委員については、こうした場と連携して、「国に声を届けることができる」ということに、より重点を置いて活動していくことも考えられる。

- ・ 類似制度について整理していただいたが、地方自治体の、保護司への協力、人権擁護委員の推薦、民生委員に関わる業務等は、自治事務なのか法定受託事務なのかについても、整理してほしい。

また、国の補助事業があるのかどうかなど、予算との関連も含めて規定を調べてほしい。

さらに、平成10年の保護司法の改正の資料、地方公共団体の協力に関する規定を設けた背景も調べてほしい。

- ・ 自治事務について地方公共団体に国がいわゆる義務付け・枠付けを行うことは抑制していく、という地方分権改革の流れに照らし、問題が生じないようにする必要がある。
- ・ 市町村との協力について、例えば、国の側で、市町村に対して協力できる、といった規定を置く方法もあるかもしれない。それで、行政相談委員にとって仕事がやりやすくなるかどうか。
- ・ 市町村の事務に関する事案の処理については、法律上の措置として考え得るのは、推薦等をしてくれた市町村に報告するといった趣旨からではないか。
- ・ 相談事案の中には、根本的な解決を図るには、手続を改善するなど市町村の行政運営に踏み込まざるを得ないケースも見られる。こうした場合に、行政相談委員が市町村に対してなんらかの改善を促すことができると良いのだが。
- ・ 同感だが、市町村の行政運営に踏み込んで改善を図るような仕組みとなると、いわば行政苦情処理法とでもいうような大掛かりな法制が必要となるのではないか。
- ・ 都道府県との関係も重要な課題。都道府県の中にはオンブズマン・オンブズパーソンの制度を作っているものもある。今後、例外的ではあろうが、市町村が担いきれない事務を都道府県が引き受けるといったケースもあり得ることからも重要。
- ・ 都道府県においては、都道府県単位の行政相談委員の団体が一定の役割を果たしていることにも留意が必要。ただし、行政相談委員の活動の拠点はあくまで市町村。
- ・ 国の行政の範囲について、もう少し解釈を広げ、例えば補助金を受けている学校法人や、既に新たな法制度が昨年度からスタートしている公益法人の業務についても対象とすることはできないか。
- ・ 外郭団体の問題については、外部監査、ガバナンス、コンプライアンスの取組を強化していく流れがある中で、行政相談委員がそこにどう入っていくかは、未知の領域。
- ・ 法改正、制度改正にまで行政相談が結びついているということを知らない方が多いのではないか。行政相談委員の活動の意義は大きいということをより発信するとともに、NPO等とよりダイナミックに連携を広げていくことを考えられないか。
- ・ 最近、自治体交番というものもあるようで、そこでは、住民がパトロール等に従事し、よろず相談所のような役割も果たしていると聞く。このように、地域では様々な人が複合的に活動しているので、その中で行政相談委員が果たしていく役割を考えていくことが必要。
行政相談委員だけではできないことを、他との連携でできるようにしていく、という視点が必要。
- ・ 地域の住民は、今、地デジの問題について非常に不安を感じているが、先日、行政相談委員から地デジのパンフレットを見せて説明したり、地域の相談所にもパンフを備え付けるようにしたりしたところ好評であった。このように様々な国民の不安をいち早く伝え、解決するのが行政相談委員の役目であると感じた。

以上